

◆事業再生ファンドに係る企業再生税制の特例の延長

【現状】

- 企業再生税制については、中小事業者の再生を支援する観点から、平成28年3月末までの間、内閣総理大臣等が指定する事業再生ファンド(特定投資事業有限責任組合)により債権放棄が行われた場合についても、適用の対象となるよう措置されているところ。

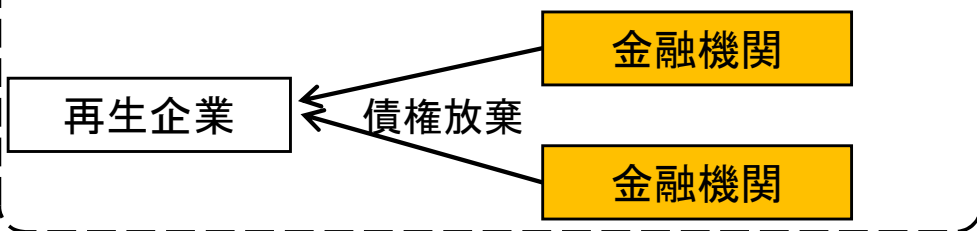
【改正概要】

本特例について、適用対象者を限定(※)した上で、適用期限を3年延長する。

(※)平成21年12月4日(中小企業金融円滑化法の施行日)から平成28年3月31日までの間に、債務について金融機関から貸付け条件の変更を受けた法人に限定

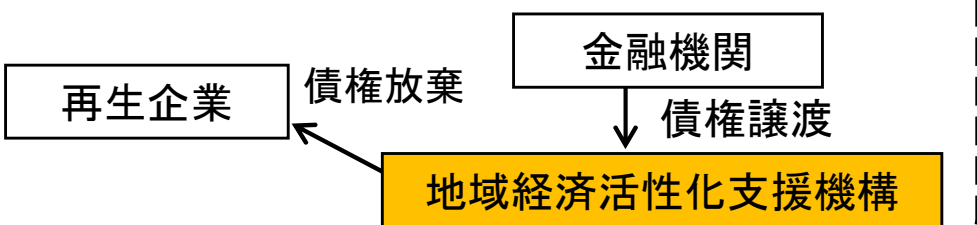
【これまで認められていたもの】

- ① 2以上の金融機関による債権放棄



又は

- ② 地域経済活性化支援機構等による債権放棄



【25年度改正により認められたもの(適用期限を3年延長)】

- ③ 事業再生ファンドによる債権放棄

